

第17節 廃棄物等

工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）に係る廃棄物等の影響が考えられることから、廃棄物等の調査、予測及び評価を行いました。

17.1. 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等

(1) 調査

1) 調査の手法

調査は、既存資料調査により行いました。

事業特性については、「第3章 第2節 2.11. 都市計画対象道路事業の工事計画の概要」により把握しました。

また、地域特性については、「第4章 第2節 2.8 その他の状況」により把握しました。既存資料を表 11-17-1 に示します。

表 11-17-1 既存資料一覧

資料名	発行年 (閲覧年月)	発行元
循環型社会形成推進基本法 (平成12年6月2日法律第110号、最終改正： 平成24年6月27日法律第47号)	—	—
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日法律第137号、最終改正： 令和4年6月17日法律第68号)	—	—
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年4月26日法律第48号、最終改正： 令和7年6月4日法律第52号)	—	—
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) (平成12年5月31日法律第104号、最終改正： 令和4年6月17日法律第68号)	—	—
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) (平成12年5月31日法律第100号、最終改正： 令和3年5月19日法律第36号)	—	—
廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 (平成15年3月25日愛知県条例第2号、最終改正： 令和7年3月25日愛知県条例第1号)	—	—
令和7年版国土交通白書	令和7年6月	国土交通省
平成30年度建設副産物実態調査結果	令和2年1月	国土交通省総合政策局
建設リサイクル推進計画2020	令和2年9月	国土交通省
あいち建設リサイクル指針	平成14年3月	愛知県
令和6年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査 報告書令和5年度速報値	令和7年3月	環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
産業廃棄物処理業者名簿	(令和7年4月)	愛知県豊橋市

2) 調査の結果

対象道路事業の工事計画の概要を「第3章 第2節 2.11. 都市計画対象道路事業の工事計画の概要」に示します。

また、調査区域における廃棄物等に係る関係法令等の状況、廃棄物の再利用・処理技術の現況、廃棄物処理施設の立地状況を「第4章 第2節 2.8 その他の状況 (1)～(3)」に示します。

(2) 予測

1) 予測の手法

① 予測手法

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の予測は、事業特性及び地域特性を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分状況（概略の発生量、再利用率及び区域外搬出量）を予測しました。

さらに、地域特性の把握から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて実行可能な再利用の方策を検討しました。

ただし、建設混合廃棄物については、建築の解体工事においてそのほとんどが発生し、土木工事現場ではほとんど発生しないため、予測項目から除外しました。（詳細については、事業実施段階において法令に基づき対応します。）

また、建設発生木材については、トンネル構造の採用等により発生量の減量化を図り、なおかつ「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）を遵守し、再資源化を図ることから、予測項目から除外しました。

② 予測地域

予測地域は、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等が発生する事業実施区域としました。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事期間としました。

2) 予測の結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の発生量、事業実施区域内での再利用量及び事業実施区域外への搬出量を表 11-17-2 に示します。

予測の結果、建設発生土については、主に切土工やトンネル工事の掘削工により 1,916.2 千 m^3 が発生します。建設汚泥については、トンネル工事において一部区間では濁水処理により 5.1 千 m^3 が発生します。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、主に既存の工作物の除去により、コンクリート塊 0.5 千 m^3 、アスファルト・コンクリート塊 1.9 千 m^3 が発生します。

建設発生土については、発生土のうち約 75%にあたる約 1,440.6 千 m^3 を事業実施区域内の盛土材として再利用し、残土量約 475.6 千 m^3 を区域外搬出する計画です。また、建設汚泥、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、発生量の全量を区域外へ搬出します。

表 11-17-2 廃棄物等の予測結果

種 類		発生量	事業実施区域内 再利用量	事業実施区域外 搬出量
建設発生土	予測量 (千 m^3)	1,916.2	1,440.6	475.6
建設汚泥	予測量 (千 m^3)	5.1	—	5.1
コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	0.5	—	0.5
アスファルト・ コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	1.9	—	1.9

(3) 環境保全措置の検討**1) 環境保全措置の検討の状況**

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の影響について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 11-17-3 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 11-17-3 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の 適 否	適否の理由
工事間流用の促進	適	建設発生土の最終処分量の低減が見込まれます。
再資源化施設への搬入等による他事業等での利用	適	廃棄物（建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）の最終処分量の低減が見込まれます。

環境保全措置の検討にあたっては、廃棄物等に関する関係法令及び地域特性の把握から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地条件に基づいて、実行可能な再利用や縮減等の方策を検討しました。

建設発生土については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日法律第 52 号）等の関係法令、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（平成 15 年 10 月、国土交通省）及び「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）に基づき、全国の公共工事等発注担当者が共通して利用できる「建設発生土情報交換システム」による工事間利用などの再利用に努めます。また、余剰分を処理・処分する場合は、処理方法等について適切に検討します。

建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月、国土交通省）に基づき、リサイクル施設へ搬出して有価物化するなどの再利用に努め、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ります。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく再生利用制度の活用についても事業実施段階において検討するとともに、処理・処分する場合は、マニフェスト制度に基づき、事業者が処理の流れを把握・管理するとともに、最終処分について確認を行います。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）において再資源化の実施が義務付けられており、工事の際には分別解体し、ほぼすべて再資源化を図ります。

事業実施区域外へ搬出する廃棄物等については、事業実施区域周辺の再利用、処理・処分を行う施設において、処理できることを想定していますが、事業実施段階において、再度、その位置、処理実績及び受入可能性等を把握します。また、工事施工ヤード等において、一時保管が必要となった場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）及び「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日愛知県条例第 2 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日愛知県条例第 1 号）に基づき適切に対処します。

これらの廃棄物等については、工法の検討などにより発生量の抑制に努めるとともに、表 11-17-4 に示す「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）で設定された達成基準値及び「あいち建設リサイクル指針」（平成 14 年 3 月、愛知県）で設定された目標値を上回るように努めます。なお、愛知県においては、建設発生土及び建設汚泥に関する再資源化率等の目標値は設定されていません。

建設リサイクル推進計画の達成基準値等を達成した場合の最終処分量については、表 11-17-5 に示すとおりです。

表 11-17-4 建設リサイクル推進計画の達成基準値等

対象品目		全 国	中部地方	愛知県
		2024 達成基準値	2024 達成基準値	平成 22 年度 目標値
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	80%以上	—
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上	95%以上	—
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	100%
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	100%

注 1) 愛知県においては、建設発生土及び建設汚泥に関する再資源化率等の目標値は設定されていません。

注 2) 各対象品目における達成基準値等の定義は、以下のとおりです。

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等で適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

表 11-17-5 建設リサイクル推進計画の達成基準値等を達成した場合の最終処分量

対象品目		全 国	中部地方	愛知県
		2024 達成基準値	2024 達成基準値	平成 22 年度 目標値
建設発生土	予測量 (千 m^3)	383.2	383.2	—
建設汚泥	予測量 (千 m^3)	0.3	0.3	—
コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	0.005	0.005	0
アスファルト・コンクリート塊	予測量 (千 m^3)	0.02	0.02	0

注) 愛知県においては、建設発生土及び建設汚泥に関する再資源化率等の目標値は設定されていません。

2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置の実施主体は事業者です。

環境保全措置としては、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施します。

環境保全措置の実施内容等の検討結果は表 11-17-6(1)～(2)に示すとおりです。また、環境保全措置の実施後に生じた余剰分は関係法令に基づいて適切に処理・処分します。

なお、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境に影響が生じないように、仮置き場の設置場所を選定するとともに、仮置き場までの適切な運搬及び仮置き場の適正な管理が図られるよう、カバーシートや遮水シート等による廃棄物等の飛散・流出の防止を適切に行います。

表 11-17-6 (1) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	工事間流用の促進
	位置	事業実施区域の周辺
保全措置の効果		事業実施に伴い発生した建設発生土を他の事業において利用することにより、廃棄物等の最終処分量が低減します。
他の環境への影響		なし

表 11-17-6 (2) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	再資源化施設への搬入等による他事業等での利用
	位置	事業実施区域の周辺
保全措置の効果		事業実施に伴い発生した廃棄物等（建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）を再資源化することにより、廃棄物等の最終処分量が低減します。
他の環境への影響		なし

(4) 評価

1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

切土工等又は既存の工作物の除去等に伴い建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が新たに発生しますが、表 11-17-6(1)～(2)に示す「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画 2020」（令和2年9月、国土交通省）で設定された達成基準値及び「あいち建設リサイクル指針」（平成14年3月、愛知県）で設定された目標値を上回るように努めることとしています。

さらに、工事施工ヤード等において、建設発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、関係法令に基づき、周辺の生活環境や自然環境に影響が生じないよう適切に対処するとともに、建設発生土の運搬時においては、周辺の生活環境・自然環境への配慮として、粉じん等の飛散防止等に努めることとしています。

これらのことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。